

【資料1】

第50回全国育樹祭宿泊輸送等計画策定業務 企画提案競技実施要領

本業務は、令和9年に第50回全国育樹祭秋田県実行委員会（以下「実行委員会」という。）が「第50回全国育樹祭」を開催するにあたり、その宿泊輸送等業務に必要な調査、検討、宿泊施設等の仮確保等の業務を包括的に行うとともに、計画の策定を支援するものであり、この実施要領は、この第50回全国育樹祭宿泊輸送等計画策定業務委託（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定する企画提案競技に関して必要な事項を定めるものです。

1 業務概要

- (1) 業務名 第50回全国育樹祭宿泊輸送等計画策定業務
 - (2) 履行期間 契約締結日から令和9年3月19日まで
 - (3) 業務内容 別紙「第50回全国育樹祭宿泊輸送等計画策定業務仕様書」のとおり
 - (4) 委託額の上限 1,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- ※ 上記の金額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

2 事務局

第50回全国育樹祭秋田県実行委員会

（秋田県農林水産部森林環境保全課全国育樹祭推進室内）

住所：〒010-0951 秋田県秋田市山王四丁目1-2

秋田地方総合庁舎5階

電話：018-860-1955

メールアドレス：ikujusai@pref.akita.lg.jp

3 実施スケジュール

- (1) 実施要領等の公開 令和8年4月10日（金）
- (2) 実施要領等に関する質問の受付 令和8年4月17日（金）午後5時まで
- (3) 上記質問に対する回答（最終） 令和8年4月21日（火）
- (4) 参加資格確認申請書等の受付 令和8年4月24日（金）午後5時まで
- (5) 参加資格の確認結果通知 令和8年4月28日（火）
- (6) 参加が認められない理由の請求 令和8年5月 8日（金）午後5時まで
- (7) 企画提案書等の受付 令和8年5月25日（月）正午まで
- (8) 企画提案競技審査 令和8年6月上旬予定

【資料1】

- | | |
|-----------|------------|
| (9) 結果通知 | 令和8年6月上旬予定 |
| (10) 契約締結 | 令和8年6月中旬予定 |

4 参加資格等

本業務に関する企画提案競技に参加できる者は、下記に掲げる参加資格要件の全てを満たす者とします。

(1) 次のア又はイに該当する者

ア 秋田県内に本社、支社、営業所を有する者

イ 「5 共同企業体の取扱い」により、アに該当する者と共同企業体を組む者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）に該当しない者

(4) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しない者

(5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でない者

(6) 旅行業法（昭和27年法律第239号。以下「法」という。）第3条又は第6条の3第1項の規定による登録を受けた者のうち、同法施行規則第1条の3の規定に定める第一種旅行業務を業務の範囲としている者

(7) 過去10年以内（平成28年4月1日以降）に日本国内で開催された、皇室御臨席の全国規模の大会（全国植樹祭、全国育樹祭、豊かな海づくり大会、国民体育大会等）で、元請け（元請けとなった共同企業体の構成員を含む。）として宿泊輸送計画又はこれに類する業務の実績を有すること。

(8) 本業務に次の要件を満たす総括責任者及び主任担当者を配置できること。

ア 総括責任者

宿泊輸送等業務に係る実務経験が7年以上あり、かつ、過去10年以内（平成28年4月1日以降）に日本国内で開催された皇室御臨席の全国規模の大会を担当した経験がある者であること。

イ 主任担当者

宿泊輸送等業務に係る実務経験が4年以上あり、かつ、過去10年以内（平成28年4月1日以降）に日本国内で開催された皇室御臨席の全国規模の大会を担当した経験がある者であること。

【資料1】

5 共同企業体の取扱い

企画提案競技への参加に当たり、共同企業体を組む場合は、次のとおりとします。

- (1) 共同企業体には、参加資格要件の(1)のアに該当する者を1者以上含むこと。
- (2) 共同企業体を代表する事業者は、参加資格要件の(6)から(8)の要件を満たす者であること。
- (3) 共同企業体を構成するすべての事業者は、参加資格要件の(2)から(5)を満たすこと。
- (4) 共同企業体を組んで企画提案競技に参加しようとする者は、単独、重複又は他の共同企業体の構成員として、企画提案競技に参加することはできない。
- (5) 共同企業体を代表する事業者は、構成員のうちで最大の出資割合であること。
- (6) 各構成員は対等の立場で、一体となって本業務を履行すること。
- (7) 共同企業体は、「6 参加申込書及び資格審査書類」の(4)のアの「共同企業体の場合の留意事項」をよく読み、必要書類を提出すること。

6 参加申込書及び資格審査書類

企画提案競技への参加を希望する者は、以下の書類を提出し、受理される必要があります。
なお、期限までに書類を提出しない場合又は書類に不備がある場合は受理されません。

(1) 必要書類の掲載

応募に必要な書類は、第50回全国育樹祭公式ホームページに掲載します。

URL : <https://ikujusai2027-akita.jp/news/476>

(2) 掲載書類

- ①【資料1】企画提案競技実施要領(本書)
- ②【資料2】業務委託仕様書
- ③【資料3】業務詳細
- ④【資料4】企画提案書作成要領
- ⑤【資料5】審査基準
- ⑥【様式1】実施要領等に関する質問票
- ⑦【様式2】企画提案競技参加資格確認申請書
- ⑧【様式3】会社概要整理票
- ⑨【様式4】企画提案競技参加辞退届
- ⑩【様式5】過去の業務実績一覧表
- ⑪【様式6】総括責任者等の経歴等
- ⑫【様式7】総括責任者等の業務実績

【資料1】

- ⑬【様式8】共同企業体結成届
- ⑭【様式9】共同企業体協定書
- ⑮【別紙様式1】R9見積書
- ⑯【別紙様式2】R8見積書
- ⑰【参考資料1】第50回全国育樹祭基本計画

(3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問がある場合は、次のとおり書類を提出してください。

ア 提出書類

【様式1】実施要領等に関する質問票

イ 提出期限

「3 実施スケジュール」のとおり

ウ 提出方法

「2 事務局」に記載の事務局あてに電子メールで提出してください。

(郵送、持参は不可)

エ 回答方法

「3 実施スケジュール」の期限までに、質問及び回答内容を第50回全国育樹祭公式ホームページに掲載します。

オ 留意事項

質問の内容は、実施要領及び仕様書に関することに限ります。

(4) 企画提案競技参加資格確認申請書の提出

企画提案競技に参加しようとする者は、次のとおり書類を提出してください。

ア 提出書類

提出書類名	様式番号	備考	共同企業体の場合の留意事項
企画提案競技参加資格確認申請書	様式2		共同企業体の代表者が提出すること。
会社概要整理票	様式3	様式中の項目が全て記載された会社パンフレット等既存の資料に代えることができる。	構成員の全員分を提出すること。

【資料1】

過去の業務実績一覧表及び実績を証する書類	様式5及び契約書の写し等	様式5に実績の一覧を記載した上で、その証明となる契約書の写しを添付すること。	構成員の全員分を提出すること。
総括責任者等の経歴等	様式6	総括責任者の分と主任担当者の分を提出すること。	総括責任者は共同企業体の代表者から配置すること。
総括責任者等の業務実績	様式7	総括責任者の分と主任担当者の分を提出すること。	総括責任者は共同企業体の代表者から配置すること。
共同企業体結成届	様式8	共同企業体を結成する場合のみ提出すること。	
共同企業体協定書	様式9	共同企業体を結成する場合のみ提出すること。	共同企業体の名称(任意)、事務所所在地、実行委員会が委託料を支払う際の振込口座を定め、記載すること。構成員の全員が押印したものの写しを提出すること。

イ 提出期限

「3 実施スケジュール」のとおり

ウ 提出方法

「2 事務局」に記載の事務局あてに電子メールで提出してください。

(郵送、持参は不可)

※提出したメールへの返信にて受領確認を行いますので、返信がない場合は事務局あてにお問い合わせください。

エ 留意事項

- (ア) 提出時にメールの件名を「第50回全国育樹祭宿泊輸送等計画策定業務参加申込書」としてください。
- (イ) 期限までに提出しない者、企画提案競技参加資格が認められなかった者及び参加資格の確認後に参加資格の要件に該当しなくなった者は、企画提案競技に参加することができません。
- (ウ) 都合により辞退する場合には、【様式4】参加辞退届を提出してください。

【資料1】

(5) 参加が認められない理由の請求

ア 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、実行委員会に対し、書面（様式任意）によりその理由の説明を求めることができます。

(ア) 提出期限

「3 実施スケジュール」のとおりです。

(イ) 提出方法

「2 事務局」に記載の事務局あてに電子メールで提出してください。（郵送、持参は不可）

提出時にメールの件名を「第50回全国育樹祭宿泊輸送等計画策定業務理由の請求」としてください。

イ 書面を受理したときから10日以内に、説明を求めた者に対して電子メールにより書面でその理由を説明します。

(6) 企画提案書の作成及び提出

企画提案競技への参加者は、次のとおり企画提案書を提出してください。作成にあたっては、【資料2】業務委託仕様書、【資料3】業務詳細、【資料4】企画提案書作成要領、【資料5】審査基準、【参考資料1】第50回全国育樹祭基本計画を参照して行うこと。

ア 提出書類

提出書類名	内容	様式
企画提案書	① 企画提案書は、原則としてA4判、横書きで、枚数は片面30ページ以内（表紙、目次、裏表紙除く）とします。 なお、グラフ、表等は必要に応じてA3判にすることを認めます。 ② 表紙には、会社名、担当者名、連絡先等を明記すること。 ③ データで提出すること。	任意様式
令和9年度見積書	令和9年度の「第50回全国育樹祭宿泊輸送等業務」を実施するための費用及び内訳を明らかにした見積書を作成すること。 80,000千円（税込み）を上限として作成すること。	別紙様式1 （任意様式可）
令和8年度見積書	本業務を実施するために必要な項目ごとに、その単価、金額を記載すること。総額は「1 業務概要」の（4）に定	別紙様式2 （任意様式

【資料1】

	める委託額の上限を超えないこと。	可)
「賃金水準の向上」に関する書類	<p>【資料5】審査基準のうち、「賃金水準の向上」に関する加点措置を希望する場合のみ。</p> <p>① 令和7年度及び令和6年度の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の写し又は「税理士等の第三者による賃上げ実績確認書類」</p> <p>② 事業者が給与等受給者一人あたりの平均給与額の対前年増加率について事前に割合を計算した資料（任意様式）</p> <p>③ 「パートナーシップ構築宣言」の写し</p>	—
「女性の活躍推進」に関する書類	<p>【資料5】審査基準のうち、「女性の活躍推進」に関する加点措置を希望する場合のみ。</p> <p>① （従業員数100人以下の企業に限る）労働局の受付印が押印された女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出の写し</p> <p>② 知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定証の写し</p> <p>③ 法令に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール）に関する認定通知書の写し</p> <p>④ 秋田県知事表彰（女性活躍・両立支援企業表彰、女性の活躍推進企業表彰、子ども・子育て支援知事表彰、男女共同参画社会づくり表彰）の受賞に関する表彰状の写し（写真可）</p>	—

イ 留意事項

(ア) 提出時にメールの件名を「第50回全国育樹祭宿泊輸送等計画策定業務企画提案書」としてください。

(イ) 提出期限を過ぎた場合は、書類を受理しません。

(ウ) 提出期限までに提出しない参加資格者は、辞退したものとみなします。

(エ) 提出できる企画提案書は1案までとします。

(オ) 一度提出した企画提案書は、これを書換え、引換えや追加、撤回することはできません。

【資料1】

(カ) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象にかかる責任は、全て提出者が負うものとします。

ウ 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は無効とします。

(ア) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、同法第93条（心裡留保）、

同法第94条（虚偽表示）又は同法第95条（錯誤）に該当する提案

(イ) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

(ウ) その他、企画提案競技に関する条件に違反した提案

7 企画提案競技の審査と委託候補者の選定方法に関する事項

(1) 委託候補者の選定方法

委託候補者の選定は、【資料5】審査基準に基づき行います。

(2) 審査会の開催

審査は、提出された企画提案書によるプレゼンテーションにより行います。

次のとおり予定していますが、詳細については参加者に後日連絡します。

実施日：令和8年6月上旬（予定）

会場：秋田県庁内会議室

参加人数：プレゼンテーションに参加できる人数は、5名以内とし、実務担当予定者が1名以上参加すること。

説明時間：プレゼンテーションの時間は1者あたり説明20分以内＋質疑応答10分以内とします。

その他：プレゼンテーションの実施においては、事務局でパソコン、プロジェクター及びスクリーンを用意します。スライドや動画等を使用することも可能とします。

(3) 選定

企画提案書及びプレゼンテーションを総合的に評価し、第1位順位者を受託候補者として選定します。企画提案者が1者の場合は、各審査委員の評価点数の平均点が満点の6割以上であれば委託候補者として選定します。

(4) 結果通知

審査の結果は、全ての参加者に【様式2】申請書に記載の担当者メールアドレスあて電子メールにより通知するとともに、委託候補者を、第50回全国育樹祭公式ホームページに掲載します。

(5) 第1順位者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行います。

【資料 1】

8 契約に関する事項

- (1) 契約書作成の要否
要

- (2) 契約保証金

受託者は、契約額の 100 分の 10 以上の額を契約保証金として実行委員会に納付する必要があります。ただし、契約の相手方が過去 2 年の間に国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除します。

- (3) 契約に係る仕様等

委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と提案内容に沿って契約についての協議・調整を行った上で、実行委員会と契約候補者の双方が合意に至った場合に締結します。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の追加、変更又は削除をすることがあります。また、締結する契約書に添付する仕様書についても、実行委員会と契約候補者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容が追加又は変更される場合があります。

- (4) 選定の取消し等

契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査委員会において次点となった者と契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結するものとします。

- (5) 令和 9 年度第 50 回全国育樹祭宿泊輸送等業務

本業務とは別に、令和 9 年度予算の執行が可能となった時点で、宿泊輸送等業務について受託者との委託契約の締結を予定しています。ただし、当該業務は令和 9 年度秋田県一般会計予算の成立を前提とするものであり、令和 9 年秋田県議会定例会において当該予算が議決されない場合は、委託契約を締結しません。また、実行委員会の承認を前提とするものであり、実行委員会において令和 9 年度事業計画及び予算が承認されない場合も、委託契約を締結しません。

9 公正な企画提案競技の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 参加者は、企画提案にあたっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければなりません。
- (3) 参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示しては

【資料1】

なりません。

- (4) 参加者が連合し、または不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、または企画提案競技の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

10 その他

- (1) 企画提案及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 参加者が実行委員会に提出した書類（以下、「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属します。
- (3) 提案書等、参加者が提出した提出書類は返却しません。
- (4) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとします。
- (5) 企画提案書の作成、提出に要する一切の経費は、参加者の負担とします。